

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-31

## CSR活動としての企業の環境教育(平成18年度 千代田学 報告書)

田中, 充 / 長野, 浩子 / 山田, 元紀

---

(出版者 / Publisher)

法政大学地域研究センター千代田学プロジェクト

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

89

(発行年 / Year)

2007-03

# 第5章

## 考察と課題

---

## 第5章 考察と提言

### 第5章 考察と提言

本章では、平成18年度千代田学の総括として、持続可能な社会の構築のための環境教育の豊富化を可能にする企業と学校の連携を行なう企業と学校に対して考察を加え課題を探りそれに基づいて提言を行なう。また、それぞれが連携する際に調整を行う第三者機関に対しても考察し課題を探り提言を行なう。

#### 第1節 企業と学校の連携による環境教育の実現にむけての提言

##### 1-1 企業への提言

今日では、企業は社会貢献の一環としてさまざまな環境活動を行なっている。小澤<sup>1</sup>は、札幌で行なわれたシンポジウムで、持続可能な社会作りに向けて環境教育は大きな役割を果たす、と位置づけたうえで、企業が行なう環境教育に期待をかけていると述べている。

本研究の主題である、企業の本来事業を素材にして持続可能な社会の構築のための環境教育を行なうにあたり、企業規模や業種における制約を受けることはない。例えば、西宮市のD社は、従業員48名の中小企業であるが、LEAFと協働して地域の学校の環境教育支援活動を活発に行なっている。また、実際に社会で環境教育を行なっている業種としては製造業やエネルギー業が中心であることも本研究で明らかとなった。しかし、九段プロジェクトは総合ディベロッパー企業である三菱地所株式会社が中学生を対象にした環境教育を行なった。つまり、企業の規模や業種に関係なくあらゆる企業は環境教育を行なう資質を所有している。そして、私たちの生活を支えている企業の経済行為の全ては何らかの形で環境に負荷をかけながら行なわれている。しかも、こうした企業の経済行為により発生する環境負荷を改善するために企業が行なう努力の詳細については一般の知るところではない。

ところで、今日の企業は社会からの要請もあり進んで情報の開示を行なっている。しかし、企業が学校で環境教育を行なう際には、企業と子どもの間で双方向の積極的な形での情報交換が行なわれ、そこに情報の共有化が生まれる。つまり、企業は社会から情報の開示を求められなくても、本来事業を素材にして行なう環境教育の場においては自ら率先して情報の開示を行なうことになる。

本来、企業が持続可能な社会を構成する一員となるためには、自らが行なう経済行為を通して社会の支持を得る以外に方法はない。企業がそのような考えのもとに行なう環境教育は、もはや社会貢献の次元を超えたものとなる。そのような理念やビジョンのもとに経営を行なう企業は社会から支持され、結局は企業自体の持続可能性につながるのである。このことについて、キリンビール株式会社の山村氏は、法政大学地域研究センターが平成

<sup>1</sup> 2005年8月31日 日立環境財団主催のシンポジウム「みんなが主役の環境教育」で行なった基調講演「企業に期待する環境教育のあり方」から引用

## 第5章 考察と提言

19年3月16日に主催したシンポジウムで「企業が生き残るのは競合他社との競争に勝つことではなく、総合的に社会からの支持を得ることである」と述べている。そして、このような戦略をもつことが地球規模の環境危機に直面している21世紀に通用する企業のあり方を示唆している。

### 1-2 学校への提言

企業を受け入れる立場にある学校が必要とするのは、外部資源の導入について学校内部で十分な合意形成を行なうことである。なぜ外部資源を受け入れるのか、受け入れることでどのような教育的効果が期待されるのか、という点について討論し、外部に対して学校の姿勢を明確にしておく必要がある。特に、環境教育は社会とのつながりのなかに学ぶことが多くある。したがって、好むと好まざるとに関わらず、学校は地域社会における外部資源と関係をもたざるをえない。それをどのように受け入れるか、という学校側の考え方がその学校の教育のあり様を社会と生徒たちの両方に示すことになる。このように、学校は外部資源を導入するうえでの理念を明確にし、学校の内外にそれを伝え共有したうえで企業と連携して環境教育を行なう必要がある。つまり、外部資源の導入を決定する際の判断基準が必要とされる。そのためには、環境教育を行なう理由を学校側は明確にしておかなければならない。これを実現するためには、教員自らが環境問題を真摯に学ぶ姿勢と努力<sup>2</sup>が求められる。教員に環境問題の本質や実態に関する知識や情報がなければ、環境教育に関する協力関係を結ぶ企業を選ぶことはできない。

次に、学校が外部の資源を導入して環境教育を行なう場合に、学校は企業との依存関係に陥ることに対して注意を払う必要がある。企業が学校で環境教育を行なうにしても、学校と教員はあくまでも教育機関あるいは教育者としての姿勢を貫く必要がある。確かに、教員は環境問題の専門家ではない。ましてや、実際に企業が行なう経済行為の実態などについての教員の知識は皆無に近い。とはいえ教育者として企業に環境教育を一任することはできない。企業は学校へ協力する立場にあり、教育する主体はあくまでも教員である。企業と学校間の調整を行なう第三者機関の介入があっても、学校が企業に求めているものを明確にしなければ企業に依存することになる。依存することと外部資源の導入とは本質的に次元の違う問題である。

また、学校が環境教育を行なうにあたり、環境教育の目的化を回避する必要がある。環境教育が目的化される二つの状況が想定される。一つは企業が学校の要請にしたがって安易に行なう環境教育のあり方であり、もう一つは環境教育そのものの目的化である。企業が学校で環境教育を行なうのは、持続可能な社会の構築のための一つの手段であり、この点を見失うと、企業が学校で行なう環境教育が目的化し、形骸化する。それは、企業と学校の双方の緊張感の喪失につながる。もう一つは、環境教育そのものの目的化<sup>3</sup>である。環境教育は定められたカリキュラムに従って行なえばすむものではない。環境教育は他の教科と違い、行なった教育の成果は直ちに発揮されないという特徴がある。環境教育の目的

<sup>2</sup> 2005年にユネスコにより DESD の国際実施計画案が作成し、その中で教員養成教育の重要性を指摘している。

<sup>3</sup> 1997年のテサロニキ宣言は、環境教育は単にそれ自体が目的ではなく、態度や生活スタイルを変化させる手段であり、人々に知識やスキルを広め、持続可能性に向けて変化するための備えを与えるものとしている。

## 第5章 考察と提言

は、意欲をもって環境の保全にむけた活動を実践する人材の育成<sup>4</sup>にある。けれども、その成果は将来に発揮される。このような環境教育に内在する本質の理解なくして持続可能な社会の構築のための環境教育の実施はできない。環境教育を行なう教育関係者は、環境教育の目的は環境問題に関する知識や情報の習得のために行なうのではなく、行動につなげるために行なうということを常に念頭において行なうことを忘れてはならない。

### 第2節 企業と学校の連携のための第三者機関への提言

企業と学校が連携して行なう環境教育には、両者の関係を調整する機能を持つ第三者機関の必要性が環境省をはじめ企業や学校など多くの関係者により指摘されている。実際に、ACE や LEAF が調整機能を発揮して多くの実績をあげていることは本研究において明らかとなった。

LEAF は、人類が直面している深刻な環境問題の解決には、ライフスタイルやこれを支える社会システムの中で形成された価値観を見直さなければならないと前置きして「次代を担う子どもたちが、地球環境に配慮した暮らしや活動ができる地球市民へと成長してくれることを願い、子どもたちの自主的な環境活動を支援するために、生活や地域に根ざした環境教育(学習)システムの開発とその推進役となる人材の育成などを行い、市民・事業者・行政が連携、協働し、子どもたちの環境活動を地域や学校などにおいて支援すること<sup>5</sup>」を目的として、環境教育を推進している。LEAF のように、第三者機関は自らの理念を明確にすることが活動の出発点であり必要条件である。

また、推進法第1条(目的)が、環境教育は多様な主体により行なわれるとしている点について、鈴木<sup>6</sup>は環境教育や環境学習は、持続可能な社会づくりという多くの国民にかかわる公益を実現する大切な役割をもっており、公益を担う以上は環境教育や環境学習は多くの主体の協力を得ることにより成功が期待される。しかし、そこに参加する個人や団体の趣味に委ね、嗜好のままに任せて進めるわけにはいかない性格の活動である、と指摘している。つまり、環境教育を行なう主体は、それが目指す環境教育の内容やそのあり方について、公益性と照らし合わせて検証する必要がある。第三者機関の存在はこのような場合にも企業が行なう環境教育の内容の公益性についてのチェック機能を発揮することを求められる。そのためにも第三者機関は理念を明確にしておかなければならない。このように、環境教育に携わる関係主体は一様に環境教育を行なう上での理念が求められるが、主体間の調整をはかる第三者機関は明確な理念について特に厳しく求められることになる。

また、企業と学校という異なる組織文化をもつ主体の連携と協働のもとに、持続可能な社会の構築のための環境教育を行なうにはさまざまな障害が待ち受ける。こうした障害を解決し企業と学校の連携を円滑に進めることを担う第三者機関にはさまざまな資質が求められる。地域研究センターが九段中等教育学校の環境教育プロジェクトのコーディネイトの役割を担ってそこに参画した多様な主体間の調整に携わった経験とさまざまな事例の検討から、第三者機関に必要と思われる資質は、知識、技術、行動力の3つの領域に大別す

<sup>4</sup> 推進法第1条「目的」

<sup>5</sup> <http://leaf.or.jp/pmission.htm> (2006・12・10)

<sup>6</sup> 鈴木恒夫編[2005]『環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本』、p12、中央法規

## 第5章 考察と提言

ることができる。

知識に関する資質として、環境問題に関する知識と情報、教育手法、学校や企業に関する情報、環境教育に関する情報などをあげることができる。次に、技術に関しては、企画力、表現力、管理能力、事務処理能力などをあげることができる。行動に関しては、交渉能力、統率力、ネットワーク力、ファシリテート能力、関係主体間におけるフラットな関係の構築力、地道な努力などがあげられ、最後に、これらを総合したうえで企業と学校に対する全人格的なかわり方を求められる。しかし、このような資質の全てを少数のスタッフに求めるのではなく、第三者機関が組織体として総合的に備えるべき能力や機能であることはいままでのない。キリンビールの山村氏が「有能な調整機関の存在なしには、例え学校から環境教育の支援を依頼されても当社は引き受けることはできない」といみじくも述べていたように、学校と連携して環境教育を行ないたいと願う企業にとって学校との調整を行なう組織は重要な存在と認識されている。

しかし、こうした能力や機能を発揮できる第三者機関を新たに設立し十分に機能させることは容易ではない。藤川は、そうした役割を大学に求め、企業と学校間のコーディネートを大学が担うことは非常に有効な手法であると述べている<sup>7</sup>。また、九段中等教育学校に関わった関係者も大学がかかわることに安心観や信頼を覚えると話している。このような役割を各地の大学がそれぞれの地域社会において担うことにより、学校での環境教育の豊富化と充実が可能になる。しかも、大学は第三者機関に求められる資質を多く所有しており、このような大学の活動は優れた社会貢献となる。とはいえ、こうした第三者機関そのものを大学が組織として直ちに実行することはできないが、既存のNPOなどへの協力は十分に可能である。

企業が学校と連携して行なう環境教育を豊富化しより充実したものにするには、主体間の調整を行なう第三者機関の存在は欠かすことはできない。そして、そのような役割を担うために必要な資質を備えることが求められ、大学はそうした役割を担うには相応しい存在であり、社会もまた大学にそのような役割を担うことを要請している。

(執筆担当者：山田元紀)

<sup>7</sup> 法政大学地域研究センター[2006・3]『企業の環境教育支援活動に関する調査研究』p48